



中津市監査委員告示第 24 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年11月30日

中津市監査委員 恒 賀 慎 太 郎

指定管理者監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
社会福祉法人中津市社会福祉協議会【養護老人ホーム中津市豊寿園】	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の出納その他の事務	令和3年11月5日～11月30日

2. 監査を実施した監査委員

恒賀 慎太郎

3. 監査委員の除斥

監査委員岡雅一は、平成22年5月29日から令和3年6月22日までの間、社会福祉法人中津市社会福祉協議会の監事であったことから、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

4. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

5. 監査の着眼点

監査にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

・所管部局関係

- ①公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法や条例等に根拠をおいているか。また、その指定は適正・公正に行われているか。
- ②管理に関する協定等の締結は適正か。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続きは適正になされているか。
- ④事業報告書の点検は適切になされているか。また、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑤施設の利用促進を図るため、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

・指定管理者関係

- ①施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ②利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正か。また、利用促進のための努力はなされているか。
- ③公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ④公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

6. 監査の結果

指定管理者が行った公の施設の管理に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各施設は関係法令、協定等の定めるところにより管理が行われ、公の施設として一定の効果を示し、概ね適正に指定管理業務の実施及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和3年12月7日（火）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、指定管理者を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【社会福祉法人 中津市社会福祉協議会】

(1) 施設名 養護老人ホーム 中津市豊寿園

(2) 所管部局・課 福祉部 介護長寿課

(3) 施設の設置目的

社会福祉法人中津市社会福祉協議会が管理運営する養護老人ホーム中津市豊寿園は、老人福祉法の目的及び基本理念に基づき、国及び県が定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準並びに中津市養護老人ホーム条例の定めにより、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とした施設である。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

II. 指定管理業務の内容

①入所者の養護に関する業務

②養護老人ホームの施設及び設備の維持管理に関する業務

III. 事業費 147,118,399円 (令和2年度)

うち指定管理料 132,233,741円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①切手の使用状況及び残数管理について、現状では金種を分けることなく同一の切手受払簿に記載しているため、金種毎の残数把握ができず、現物と台帳との突合せが容易にはできない状況である。

効率的な事務処理を行うためにも、切手受払簿は金種毎に分けて作成し管理するよう改善を求める。

②備品管理については概ね良好であるが、一部寄附等により取得したものについて備品登録がないものがある。備品登録基準に照らして必要なものについては、速やかに備品登録を行うよう求める。

また、施設内には中津市所有の備品、社会福祉協議会所有の物品、入所者等が持ち込んでいる私物が混在していますので、その帰属先については明確に分かるよう十分注意して管理を行ってください。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①養護老人ホーム中津市豊寿園の管理運営に関する基本協定書第25条2項にて、施設の利用状況等については毎月終了後に月次報告を行うよう定めがあるが、現在提出されている書類は入所者に係る措置費の実績報告書及び各種サービスの利用票のみである。

指定管理施設は、市と指定管理者が相互に協力し、適正かつ円滑に管理運営する必要があると、その現状把握は極めて重要と考える。よって、管理指導を行う担当部署として常に施設の現状把握が行われるように、月次報告の際の報告事項について再度指定管理者と協議・検討し、事務改善に努められるよう求める。

②指定管理施設執務室にある一部の椅子等について、不適切に備品登録が解除されたものがある。また、寄附や旧施設からの持ち込み物についても、必要な備品登録がされていないものが見受けられる。再度調査の上、適切な事務処理を行うよう求める。